

令和 5 年度
第 2 回島根県立図書館協議会

開催日：令和 5 年 10 月 24 日（火）

時 間：13 時 30 分から 15 時 30 分まで

会 場：島根県立図書館 集会室

(00:01:20~)

事務局（総務課長）：

本日は大変お忙しいところ、ご出席頂きましてありがとうございます。本日の協議会の進行を担当します総務課の黒崎です。よろしくお願いいたします。ただいまより、令和5年度第2回島根県立図書館協議会を開会します。開会にあたり、原館長がご挨拶します。

事務局（館長）：

県立図書館館長の原です。一言ごあいさつ申し上げます。本日はご多忙の中、皆様ご出席いただきありがとうございます。また、日頃から県立図書館の運営に対してご理解ご協力いただいていること、重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。今年度は協議会を3回開催予定としています。前回からあまり間が空いていないところですが、今回、第2回となる協議会を開会させていただきます。

前回の協議会において、これからの図書館の運営の指針となる島根県立図書館運営方針および活動計画を作成するに当たっての基本的な考え方についてご説明させていただき、皆様からご意見をいただきました。本日は、前回の協議会での意見を踏まえ作成した、来年度から5年間を計画期間とする島根県立図書館運営方針および活動計画の案について説明させていただき、皆様から様々な視点によるご意見をいただきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

私たち図書館職員も日々、利用者からの要望、声などをいただいて、県立図書館としてのあり方を考えているわけですが、内向きと言うか、管理者ファーストではないか、本当に利用者ファーストとなっているのかと迷いながら運営しているところもあります。そうした中で社会情勢の変化とか、他館の情報などそういったものを色々研究して、今回の案を作成しました。この協議会の場においても、委員の皆様から望ましい県立図書館の姿についてご意見をいただき、出来ることから取り入れていき、より良い運営に繋げていくための指針としていきたい、そう考えています。皆様から忌憚ないご意見をお聞かせいただきますようお願いして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(00:04:12~)

事務局（総務課長）：

ありがとうございました。

本日は、大羽委員、濱岡委員がご欠席ですが、委員10名のうち8名の委員の皆様にご出席をいただいています。協議会規則第3条において、協議会は委員の過半数の出席を得ていますので、本協議会は成立しています。

続いて、本日ご出席の賀戸委員様、中林委員様、岩本委員様は今年度初めてのご出席ですので、簡単で結構ですので一言自己紹介をお願いします。名簿の順にお願いします。

賀戸委員：

島根県連合婦人会の副会長の賀戸と申します。よろしくお願いいたします。

中林委員：

隠岐の島町図書館の中林と申します。よろしく申し上げます。

岩本委員：

津和野町教育委員会の教育長の岩本と申します。よろしく申し上げます。

事務局（総務課長）：

どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

それでは、議事に移ります。

木内議長、よろしく申し上げます。

(00:06:08)

議長（木内委員）：

よろしく申し上げます。改めて島根県立大学の木内です。本日はよろしく申し上げます。これより議事に入りたいと思います。会議の進行は次第に沿って進めますのでよろしく願いたいします。

最初の議事は「島根県立図書館に関するアンケート調査結果について」です。事務局から説明をお願いします。

(00:36:33)

事務局（図書館支援課長）：

それでは参考資料「島根県立図書館に関するアンケートについて」をご覧ください。

前回の協議会でもお伝えしていたとおり、計画を策定するにあたり多くの方からの意見を反映させるために、7月から9月にかけて島根県立図書館に関するアンケートを実施しましたので、その結果について説明させていただきます。実施したアンケートは3種類、しまねWebモニター、利用者、市町村図書館アンケートです。

まず、しまねWebモニターアンケートからですが、このしまねWebモニターというのは島根県が県民の意見を迅速に聞き、県政に反映させる為、県内に住む満15歳以上の方を対象にインターネットを使ってアンケートに答えて頂く制度を設けています。回答者の住んでいる地域や年齢には偏りがありますが、県立図書館を利用したことがない人の意見も聞く事が出来る事からこの制度を利用して、7月20日から29日にかけて928名のモニターにアンケートお願いし、545名58.7%の方から回答を頂きました。回答者は男性より女性の方が多く59.8%、地域では松江市が多く41.7%、年代では40代が最も多く、次いで50代、30代の順でした。

実際に県立図書館のサービスを利用したことがあるか聞いた設問では、545名中であると回答した人が258名、ないと回答した人が284名で、利用したことが無いの方が若干多い結果となりました。また、であると回答した人の利用頻度は、年に数回、1回という回答が多く、合わせると5割を超え、次に月数回、週に数回という常連の方が合わせて2割程度いました。

次に、サービスを利用したことがあると回答した258名を対象に、利用した事があるサービスとその満足度を聞いたところ、最も多かったのは「図書、新聞等の閲覧、貸出」等の

サービスで、89.5%で、148名が満足と回答しましたが、反対に「不満足」の回答が多かったのもこのサービスでした。

サービスを利用したことが無い284名に、その理由を尋ねたところ、遠方に住んでいるという地理的要因を上げた人が66.9%で、次いで近隣の図書館を利用するとの答えが44%でしたが、「県立図書館が行っているサービスについて知らない」と言う人が27.5%で、サービスに関する広報が十分でないことが分かりました。

545名に対して、県立図書館が蔵書として収集すべきものを尋ねたところ、「島根県に関する資料」、「専門的・学術的な資料」という回答が上位を占め、県立図書館には、調査・研究などを目的とした専門的な資料が求められていることがうかがえました。

更に今後重視すべきサービスの方向性について聞いたところ、「市町村図書館、公民館図書室、学校図書館への支援」と回答した人が最も多く、53.6%に上り、次いで「島根県に関する資料や情報の収集・保存・提供」や、「県内図書館の中核となる図書等の資料保存機能」を求める声が多かったことから、県立図書館の役割として市町村図書館等への支援を重視すべきと考える県民が多いことがわかりました。

次に5ページ、利用者アンケートについてです。来館者や遠隔地貸出の利用者、研修会に参加された方など、色々な形で県立図書館の施設やサービスを利用している方にアンケートを行いました。実施期間は8月8日から9月6日まで。アンケート用紙で回収する方法と、しまね電子申請サービスを利用して、Webで回答する方法で集め122名から回答を得ました。

回答者について性別や男女ほぼ半数でしたが、年齢は70代以上が最も多く、地域別で見ると松江市内が66.4%、利用頻度は月に2~3回が52.5%と最も多かったことから県立図書館をよく利用している松江市内の方からの回答が多い結果となりました。

県立図書館で利用した事があるサービスとその満足度を尋ねたところ「図書等の閲覧、貸出」が最も多く91%で、このサービスを利用した85.3%の人が「満足」と回答した一方、5.7%の人が「不満」と回答しました。

サービスの中で「知らない」、「利用した事がない」、もしくは「未選択」との回答が最も多かったのが、「高齢者障がい者を対象とした図書や郵送貸出サービスの利用」で94.3%に上りました。これ以外にも全体を通して利用されていない知られていないと思われるサービスが多くあり、また利用者の意見の中にも広報不足を指摘する声があったことから、より一層広報の強化が必要であることがわかりました。

次に、蔵書として収集すべきものとしては、「専門的学術的な資料」が最も多く62.3%、次いで「島根県に関する資料」が54.1%でした。今後重視するサービスの方向性については「島根県に関する資料や情報の収集・提供」が最も多く47.5%で、次いで「資料保存機能」は43.4%、「市町村図書館等への支援」は41%と、県立図書館に県内における資料保存や各図書館への支援といった機能や役割を望む声が多くみられました。

情報の入手方法についてはホームページが57.4%と最も多かったですが、「館内外の掲示」、「配布チラシ」も同様に多く来館者を中心に活用されていることがわかりました。なお利用者アンケートでは読書環境や情報環境その他自由意見を求めたところ9ページに記載しているとおり様々なご意見をいただきましたのでまたご覧いただければと思います。

最後に10ページ市町村図書館アンケートです。調査対象としては県内市町村図書館と未設置の2館の計39館ですが、34館から回答を頂きました。全19市町村から回答をもらい

令和5年度 第2回 島根県立図書館協議会
ましたが、益田市や江津市などは中央館が代表して回答していますので、回答率にすると87.1%になりました。県立図書館がおこなっている事業の満足度は、「資料の提供」「搬送事業による本の物流」、「協力巡回による訪問」、「職員向け研修」、またホームページによる情報提供では、「県立図書館の蔵書検索」、「相互貸借システム」、「横断検索」が全ての館で利用されており満足度も高い結果となりました。一方、巡回展示などのセット貸し出しをおこなう事業の中には「利用したことのない」と回答した館が半数を超えるものもありました。

蔵書として収集すべきものについては、「島根県に関する資料」、「専門的学術的な資料」と回答した館が多く見られました。今後重視すべきサービスの方向性は「郷土資料の保存提供」、「資料の充実」と回答した館が7割を越え、次いで「レファレンス機能の充実」、「人材育成を目的とした研修の実施」、「運営相談」といった、人が介在する事業について3割を超える館が重視すべきと回答しました。これら頂いた意見は、素案の方に取り込ませていただいています。アンケート結果の説明については以上です。

(00:15:23)

議長（木内委員）：

はい、ありがとうございました。ただいま説明ございましたけれどもこの件につきましてご質問ご意見ございませんでしょうか？よろしくお願いします。

中林委員：

失礼します。今回のアンケートなのですが、ウェブモニター登録者が545名、利用者が122名ということなのですが、利用者の122名という数はアンケート数として足りているのかそれとも少ないのか、お聞かせいただけますか。

事務局（図書館支援課長）：

前回5年前におこなった時には200ちょっと集まったのですけれども今回は122ということですからすると少なかったと思います。

中林委員：

ちょうど隠岐の島町図書館の方でアンケート調査をして今分析しているところなのですが、目標が400だったのですが達成は270票だったのですね。町営と県営とでは全然スケール感が違うので、利用者アンケートがもうちょっとたくさんあるのかなと思っていたものですから、ちょっと少ないかなという正直な感想を持ちました。以上です。

議長（木内委員）：

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか？

佐藤委員：

私が見落としているだけかもしれないのですが、利用者アンケートで蔵書として収集すべきものというのが、地域に根ざした本や専門書だったり不動の1、2を飾っているのですが、今日差し替えていただいたこちらの指標のなかには出ていないですけど、図書としては十分に行き届いているので、アナウンスが残っているだけで十分蔵書としては保有してい

るという整理になっているのでしょうか？

事務局（図書館支援課長）：

いえ、日々郷土資料を含め様々な参考資料は出版されておりますので、どこまでということはありませんので、今回の計画、次に説明する計画の中でも充実を図るということで盛り込んで聞かせてもらっています。

議長（木内委員）：

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか？

事務局（館長）：

今の資料の蔵書のごことで若干補足させていただきます。県立図書館としては当然できるものならどんどん増やしていきたいというところはあるのですが、予算であるとか書庫であるとか入ってきた本の管理等々限りがありますので、そういった制約のある中で何を優先に入れていくかアンケートをさせていただいたところで、資料として充実はまだまだもっと入れたいというのは本音のところではあります。一応補足させていただきます。

議長（木内委員）：

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか？

岩本委員：

ちょっと教えていただきたいと思うのですが、市町村図書館アンケートの調査結果10ページの調査対象に市町村図書館等と「等」がついているのですが、そこにどういった、公民館などが含まれているということでしょうか？

事務局（図書館支援課長）：

島根県の中で未設置いわゆる図書館が無い自治体が知夫と奥出雲町がございましてこの2館も入れるという意味で図書館等とさせてもらっています。実態は、奥出雲の方は農村環境改善センター図書室といまして、公民館に隣接している図書室になります。知夫の方が学校図書館の中に入っている地域にも開放している学校図書館と兼用した図書室になっています。

岩本委員：

ありがとうございました。

議長（木内委員）：

他にはいかがでしょうか？

岩本委員：

結果の中で搬送事業による本の物流のところでは満足度が高い数値が出ていると思うのですが、先程市町村図書館と公民館図書室とか支援が必要なところでそういった部分が出て

いました。この搬送事業による、例えば公民館図書室はアンケートの対象にはなっていないかもしれませんが、本の物流による満足度とかそこまでは調査にはでてないということでもよろしいですか？というのが、うちの方は中山間地で高齢化が進んでいまして、図書館に行くのにも交通の便が非常に悪いものですからなかなか行きにくいという風な事もあって、手段はないのか、例えば移動図書館もあったのですが移動図書館は管理も経費もかかってくるという事で、公民館が各地区にありますので利用して、そういった事に繋げていけないかという思いを持っていまして、そのあたりの状況が分かれば教えていただけたらと思います。

事務局（図書館支援課長）：

この搬送事業の中に入っている図書館というのが、県内にある公共図書館とさっき言った知夫とか奥出雲のように中心読書施設として県立図書館の本や市町村図書館の本を受け取る施設として登録していただいているところが対象になっていますので、なかなかそれ以外の公民館に本を届けるという手段は県立図書館の方では持っていません。ただ確かに自治体内で回す便を持っている自治体もあると思います。県立図書館の方では中心館以外の39館には届けるような仕組みを持っています。それ以外は、ここには書いてないですが県立高校ですとか特別支援学校といった県立の学校にも本を送るという便と一緒に持っています。

岩本委員：

ありがとうございます。

議長（木内委員）：

他にはアンケートについてご意見ご質問はないでしょうか？

(00:24:30)

議長（木内委員）：

続きまして議事の2として、島根県立図書館運営方針及び活動計画の素案について事務局から説明をお願いします。

事務局（図書館支援課長）：

資料の島根県立図書館運営方針及び活動計画（第2次）の案をご覧ください。素案の説明に入らせていただく前に、この度の計画の名称、いわゆる呼び方について説明をさせていただきますので、資料の4ページの「はじめに」をご覧ください。

前回の協議会において、現行の計画を第4次、新たな計画を第5次として説明をさせていただきましたが、計画の変遷を振り返りますと、県立図書館では第1次から3次までは、「島根県立図書館振興計画」と題して、計画を策定してきました。平成31年の3月に作成した現行の計画からは、「人づくり、地域づくりに資する知の拠点をめざして」と題し、初めて「島根県立図書館運営方針及び活動計画」として策定しました。

この度の計画は、現行の計画、運営方針や基本理念などを踏襲しており、つまりは現行の計画の2次に当たることから、これより今後、策定する計画については「第2次」という

表記を付けて、説明においても「第2次」として進めさせていただきたいと思えます。

それでは第2次の素案の骨子について説明します。1ページの目次をご覧ください。全体としては、4章に分かれています。第1章では「図書館をめぐる社会情勢」として島根県の状況、県内の図書館等の状況、図書館に関わる法律等の制度についてまとめています。第2章では現行の計画に対する総括として、主な成果と成果指標に対する評価を行い、そこに先ほど説明したアンケートの意見を反映させて、主な課題としてまとめています。第3章は、今回策定する第2次に当たる、運営方針及び活動計画についての基本的な考え方、項目としては、計画の目的、位置づけ、基本理念といった計画の基盤となることや体系図を掲載しています。第4章では、令和6年度から向こう5年間の取り組みの方向性と具体的な施策について4つの目標ごとに記載をしています。そして第2次計画の取り組みの方向性に沿った新たな成果指標をつけています。以上4つの章から計画案について、本日はご意見をいただきたいと思います。

それでは5～7ページの第1章をお願いします。ここには先ほど申し上げたとおり、県内の図書館の状況など客観的なデータや計画を策定する時の背景となる事柄を記載しています。法律については、読書バリアフリー法や認知症基本法といった第2次計画においても、県立図書館のサービスの方向性に大きな影響を与える法律等が制定されましたのでそれらをまとめています。修正をさせていただきたいのですが、事前にお配りしています資料の5ページ、最後の行ですが、「令和4年度は4.17冊でした」という記述、これを4.18冊に修正をお願いします。

続けて8ページから2章になります。2章のうち、8～12ページについては現行の計画の主な成果についてまとめています。この部分については、前回の協議会で説明をした内容をベースにまとめていますので、一つ一つの項目についての説明は省略させていただきます。こちらでも一点修正があり、まず9ページ(4)お楽しみ子育て絵本バッグの最後の行のところに197件としていますが、198件に訂正をお願いします。それから12ページ「成果指標について」こちらも前回の協議会で説明をさせていただいたところですが、その時に配布させていただいた資料に数値のミスがありまして、③の読書ボランティアを対象とした研修への参加者数、平成30年度の参考指標と⑦の図書館研修参加者数、平成30年度の参考指標、それから⑧のレファレンス受付件数令和2年度実績、この3点についてはすでに正しい数値を入れさせてもらっていますが、前回の資料、少し間違っていたので訂正をさせていただきます。それから同じ⑥、県内公共図書館の県民一人当たりの個人貸出冊数、4.17冊になっているかと思いますが、正しくは4.18冊、数値が272万807冊に修正をさせて下さい。大変失礼いたしました。

続いて13～14ページ「主な課題」に移らせてもらいます。こちら先ほどの成果と同じように前回の協議会で説明した内容をベースにしていますが、ここにアンケート結果を加え、4つの課題にまとめて記入しています。

(1)市町村図書館等への支援ですが、アンケートでも、今後取り組むべきサービスの方向性で市町村図書館への支援が重要だとする声が多く上がっていたことから、職員のスキルアップを目的とした研修の実施や、参加しやすい研修の工夫などが必要なことを書いています。資料支援について市町村では、購入することが難しい専門的、学術的な資料や島根県に関する資料など、役割に応じた資料収集と現在の横断検索システムや搬送システムのように物流の面でも支援していく必要があるということでもまとめています。

(2) の多様な利用者へのサービスの提供については、第2次計画の特徴ともいえる部分になりますので、バリアフリー法の流れやアンケートの意見からも障がいのある方、遠隔にお住まいの方、外国籍の方など、図書館を利用するのに様々なバリアがあって使いにくいと感じている全ての県民に対して、例えばインターネットを利用したサービスの提供など、直接来館しなくても図書館サービスが受けられるような体制の整備が必要な事、また県立図書館だけでこういった方々へのサービスが十分に出来ないことから、関係機関と連携してアプローチをしていくことが必要だという視点で記入しています。そして県立図書館が行うこれらのサービスについて広報不足を指摘する声が多かったことから、より一層広報を強化し情報発信に努める必要があるということを入れています。

次の(3) 子どもの読書活動の推進については県教育委員会が今年度策定を予定している「第5次島根県子ども読書活動推進計画」と連携した計画であることから、引き続き子どもの読書に関わる人への人材育成や読み聞かせに必要な図書情報の提供など、子どもの読書推進に取り組むことが必要だという点でまとめています。

(4) 地の拠点としての調査・研究の支援について、こちらについてもアンケート結果を取り入れ、島根県に関する資料の収集・保存・提供に関する要望等、ポーンデジタル資料への対応、また、知の拠点としてレファレンスサービスの充実や専門機関との連携などが必要である、ということを入れてあります。

次に第3章 15～17 ページです。15～16 ページのベースも前回の協議会で示した第2次の基本的な考え方を元にまとめています。16 ページの5の基本理念のところですが、新たなキーワードとしてSDGsについて触れています。図書館でも世界的な流れとしてSDGsの17の目標のうち多数が「4 質の高い教育をみんなに」を始めとした様々な目標に関わり実現に向けて貢献できるよう努めなければならないことを記入しています。

次の17 ページは基本理念や目標と共に18 ページ以降に記載している第2次計画の取り組みの方向性や具体的な施策をまとめた体系図を載せています。改めて前計画との目標の立て方で異なる点を補足させていただきますと前計画は「人を育てる」「地域を支える」「暮らしに役立つ」「郷土の歴史・文化を伝える」という4つに分け、「人」を前面に出してまとめましたが、そのために例えば市町村支援に関わる部分が「人」と「地域」に分散して記載することになったため第2次ではまず重複するような部分を整理し、市町村支援を1番目の目標に持ってきました。そして「バリアフリー」「多様な利用者」に関する事が第2次の特色として挙げられることから目標の2番目にもってきています。実際、いずれの目標も図書館としては重要な目標ですが、第2次ではそのような整理をさせていただきました。

続いて18 ページ第4章に入ります。4章は4つの目標ごとに取り組みの方向性と具体的な施策をまとめています。1は「市町村図書館への支援について」先程の課題でも記載していた職員の資質向上に関わる研修支援について。そして資料支援については協力貸出や一括貸し出し、また搬送事業による本の物流支援、横断検索システムの維持について、その他、市町村図書館等への情報提供だけでなく、市町村図書館同士での連携強化について記入しています。また、県内にある関係機関との連携、強化についてもこの1の中で触れています。

次に20 ページ「2.県民や地域のバランス、課題解決に役立つサービスの提供について」この2は主に多様な利用者に対応したサービスの提供と図書館での広報、情報発信を中心に

まとめています。この多様な利用者の部分ですが、主に②の「障がいのある方へのサービスの充実」と書いた方向性については、今年度、障がい福祉課が「島根県障がい者基本計画」の改訂版を作成する予定で、その計画の中に県立図書館の取り組みとして記載される部分に該当します。それから繰り返しになりますがバリアフリーに関する取り組みは、県立図書館だけでは進めることができないことから、関係機関と連携して進めていくということを書いています。また、バリアフリーに関する情報をはじめ、仕事や暮らしに関する情報、また、アンケートでご指摘をされた図書館サービスに関する情報発信など、ホームページや市町村の広報誌、マスメディアなど色々な方法で、PRを行うという内容を含んでいます。

続いて22ページ3の「子どもの読書活動の推進について」。こちらは、県の「子ども読書活動推進計画」と連携していることから、項目もリンクさせる形でまとめています。島根県では「子ども読書県しまね」を掲げ、就学前の子どもを持つ親への働きかけや学校図書館に着目した活用教育の推進などに取り組んでおり、県立図書館でも引き続き子どもの読書に関わる方への支援として、読書ボランティアや学校司書を対象にした研修の提供、資料の提供、推薦図書をはじめとした図書情報の提供を行うことなど書いています。また、これまでに無かった「子ども」へのサービスに焦点を当てて項目を作っています。国が今年3月に出した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の中で、「子どもの視点に立った読書活動の推進」として、子どもの意見を取り組みに反映させるよう推進していることを受け、県立図書館でも子どもから意見を聞いて行事や展示に活かすことなど、今後5年間の方向性として書いています。

24ページ「4・知の拠点としての調査・研究支援について」。県立図書館の特徴は、島根県に関する資料の多さで、資料の収集・提供に関しては専門図書館としての機能を有していることから、個人・団体を問わず県内外から調査依頼が入りますが、その依頼に対応できるよう専門的なスキルを持った司書の養成、また間接的なレファレンス支援として事例公開や調べ方に関する情報提供などレファレンス機能の強化について書いています。また、ポーンデジタル資料の検討、デジタル化した資料の公開といった、郷土資料の提供や情報発信に関する事、国立国会図書館や大学図書館といった専門機関との連携について書いています。

最後に26ページ、成果指標は第2次計画の進行管理を行い、目標の達成状況を把握し計画の評価を行うために設定しています。前回の協議会でも、成果指標についての質問をもらってましたので、私達職員も協議を重ね第2次の指標として4つの目標に合わせ12の指標を立てました。数値目標の欄ですが、参考数値としては現状令和4年度の実績を入れています。最終年度令和10年度の目標の欄には、毎年増加して到達が予測される数値、もしくは目標とする一定の数値を記入しています。

上から順番に①相互貸借、協力貸出の冊数ですが、前回の指標でも掲げており、前回目標を1万2千冊以上としていましたが、後で出てくる「遠隔地利用者図書貸出サービス」が冊数で見ると、1000～1500冊規模で増加していることから、協力貸出で1万2千冊が難しいと判断しました。ですが、市町村支援を行う上で、協力貸出は重要な資料支援と捉え、毎年1万1千冊以上を目標にしました。

次の②、横断検索による検索数。こちらも前回もあった指標です。前は毎年1%の増加を目標にしていたのですが、コロナの影響で令和2年度はぐっと下がり、それ以降持ち直している状態です。また、システム更新で横断検索が使いやすくなったこともあり、目標

を大きく上回ったことから第2次では5年後に令和4年度の数值より10%の増加を目指すよう設定しました。

③「県内公共図書館の県民一人当たりの個人貸出冊数」。これも前回からの同じ指標になります。県立図書館だけではなく市町村図書館を含めた島根県全体の図書館活用ということで挙げています。コロナと松江市立図書館の休館等の影響で令和4年度の実績が4.18冊ですが、過去平成30年度には、4.81冊まで達したことがあったので目標数值として毎年4.8冊以上と設定しました。

④「遠隔地図書貸出サービスの利用件数」。項目としては前回からあり、県立図書館への来館が困難な利用者へのサービスとして取り組んでいる事業で、第2次でも指標にしました。以前と異なるのは、今回から絵本バッグの件数も含むこととし、目標を毎年10%増加の1600件としました。

⑤「バリアフリー資料貸出冊数」こちらは新規に設けた指標です。第2次ではバリアフリーに重点を置いていますので、協力貸出や個人貸出で利用される資料のうち、バリアフリー資料がどのくらい利用されたか、それを指標としました。ちなみに、バリアフリー指標とは「大活字」「点字」「DAISY」「LL資料」のことで、蔵書数ですが10月現時点で約2600冊ございます。通常の出版物とは異なり、出版自体非常に少ないので蔵書数の伸びが今後の貸し出しにも影響を及ぼすと思われませんが、令和4年度の実績が3271冊で、毎年3%増加するとして、令和10年度の目標を3900冊としました。

⑥「ホームページアクセス数について」。こちらも新規です。アンケートでもホームページから情報を入手するという人が多かったことから広報を計る指標として設定しました。ただ、ホームページというのが県立図書館のトップページへのアクセス数になりますので、例えばお気に入り蔵書検索画面を登録していて、起動する時にトップ画面を見ないという場合はカウントしません。令和4年度の約19万件をベースに毎年3%増加するとして目標を23万8千件としました。

⑦「子どもの本に関する情報提供件数」ですが新規で設定した指標になります。方向性でもあげているとおり、図書リスト、書評による本の紹介など、子どもの図書情報の発信に努めるということで、毎年15件以上の提供を目標にして設定しました。

次に⑧「学校司書等を対象にした研修会の満足度」ですが、こちらも新規になります。前回では「研修の参加者数」を指標にしていたのですが、研修会の中止や会場の規模によって参加者数が左右されるため、内容を評価するという方法に切り替え、満足度を5段階で評価するアンケートを行い、その評価として100%満足という目標を立てました。こちらはまだ実際に行っていないので、今は実績の欄を空欄にしています。

⑨「レファレンス受付件数」こちらは前回と同じ指標です。レファレンスサービスは調査・研究を支援する指標として変わらず重要だと考え、目標数值もそのまま1万件以上で設定しました。

⑩「レファレンス協同データベースの情報公開件数」。こちらは前回の指標、「事例公開件数」と「郷土資料所蔵リスト等公開件数」を合わせた形の指標で新規になります。レファレンス事例の登録は、これまでの遡及作業を含め約1200件を登録し、インターネット上で公開しています。近年は、調べ方マニュアルや特別コレクションという、県立図書館が所蔵している資料を使って調べる方法などの情報も公開していますので、それをレファレンス支援の指標とし、毎年50件以上で設定しました。

⑪「しまねデジタル百科でのデジタル化資料公開点数」これは新規になります。現在「しまねデジタル百科」で古絵図・古書など210点を公開しています。令和4年度の公開実績は0です。一点と言いましても資料によっては、例えば50ページあるものは、50コマの画像が必要なものなど色々なパターンが想定されるので、毎年5点以上の公開を目指して設定しています。

⑫「郷土資料の掲載、放映、出展件数」ですがこちらも新規です。郷土資料のなかには、博物館での展示で使用されたり、出版物や、Webメディアで掲載される資料があります。これら貴重な歴史資料はどれくらい利用されたか、それを図る指標として設定しました。令和4年度では、歴博からの出展依頼が企画展ごとにあって58件とかなり多かったので、大体月3件程度想定して目標を毎年40件程度に設定しました。

最後に、今回から成果指標の下に参考資料として4つの項目を記入させてもらいました。入館者数や受け入れ冊数など指標としては目標を立てにくいのですが、その時々図書館の状況を判断する材料として参考になると思い記載することにしました。素案の説明については以上です。

まだ素案の段階ですので計画の中にいろいろ間違い等があると思いますが、そういったことを含めてご意見を頂けたらと思います。宜しくお願いします。

(00:47:48)

議長（木内委員）：

ありがとうございました。ただいま事務局からご説明ありましたけれども、1章から4章まで素案全体を通してご質問やご意見等をお願いしたいと思います。質疑の時間を取ってありますので様々なご意見やご質問を期待したいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

では、佐藤委員をお願いします。

佐藤委員：

運営方針や活動計画を拝見させていただきまして、また、アンケートや今までの課題を拝見していて、PR不足が何回か文言として出ていたと思うのですが、目標の中ではホームページのトップページのアクセス数で、関心度の高さを図っていかれるという事でしたが、例えば他に実績として今まで町のイベントのブースとして、県立図書館として例えば絵本を持って行って、全然図書館に行くぞというニーズが無い人たちの潜在ニーズを掘り起すようなイベントの参加などを今までしておられたのでしょうか。今、たまたま松江土曜夜市といって銀行の側の白濁通りで、飲食のブースもあるのですが企業のブースもいくつかあって、意外と家族で来ていらっしゃる、小さいお子さんと一緒に来てるお客さんも見かけるんですけれども、そういう方たちへの訴求力はもしかしたらあるのかと思って、小さいイベントですけれどもあるのかなと思っていて、もしかしてもう取り組んでいるならうかがってみたかったですし、なければそういう機会も、ネットの方が強い時代ではありますけれども、リアルな機会もありなのかなと思って。うかがわせてください。

事務局（図書館支援課長）：

実際、コロナ以前になりますけれども、過去にうちが単独で出るというよりは、例えば民

間のJAさんのイベントなどで、絵本の啓発を含めたイベントにお呼びがかかって参加の希望があって、そういったところに出掛けるというのはしたことがあります。あと県立図書館だけでなく県内で言いますと、こっころなどのイベントの時なども、各地域に親子読書アドバイザーという方がいらっしゃるるのでその方達を主に、例えば益田、出雲、大田、江津、隠岐、そこで子育て支援の方に向けたイベントを実施したこともあります。なかなか単独で色んな所へ出掛けるのは難しいので、そういった機会がある時に出掛けてPRしているという事がありました。今のところ、なかなか定期的に出るというのが難しいので、やり方はいま考えますけれども、実際としてはそういった事は過去にありました。

議長（木内委員）：

いかがでしょうか。お願いします。

賀戸委員：

私は大変不勉強で、県立図書館の位置づけはどういうところにあるのか、関心がなかったという申し訳ないですが、各市町村の図書館の指導団体としてあるのか、一般の市民の方もどんどん行かれる図書館なのかというのをうかがいたと思います。誰でも行かれる図書館なら、どうしても松江市の方が利用しやすいですね。そうすると、ここに来られている隠岐とか津和野とか、離れた人が利用するならもう少しネットを活用していただける方が良いと思いました。

事務局（館長）氏：

県立図書館としての役割がありまして、市町村の図書館の指導、指導といったおこがましいことは無いですが、市町村図書館とは違って、おっしゃったように、誰でもどんどん来てください、地域のための図書館です、という部分は松江の市立図書館の方に担っていただいていると考えています。ただ、たまたまと言いますか、松江市内の図書館事情として、橋北橋南地域別に分かれている所で、県立図書館のある橋北エリアと言われている部分に市立図書館が無いという事もあって、松江市の北側の市民の方の市立図書館的な位置付けも結果的に担っているのが今の状況だと考えています。ただ、県立図書館として松江市民のためだけの図書館では当然ありませんので、津和野町だったり隠岐の島であったり各市町村図書館の支援も担うところです。そこで先ほどの協力貸出、市町村図書館対して資料の支援をする事であったり、遠隔地にお住まいの方に対して本を貸出できるようなサービスであったり、そういったところを担わせて頂いていると考えています。県立図書館としては、市町村図書館の支援と県内県民の方全体へのサービスの提供の2面を考えているということと、なかなか市町村図書館が開かれた市民のための図書館、町民のための図書館という位置づけであろうかと思う部分で、今日の説明にもありましたが、専門的な書籍とか資料をなかなか出しにくいようなことがあれば、県立図書館としてそうしたものを収集保存しまして、研究者の方に対して貸し出せるような資料の充実ということを考えているところです。

なかなか、それだけということではないですが、専門的な県民のための図書館という位置づけでまずは一番、ただし、当然図書館としてありまして開かれた図書館としてはどんどん松江市民だけではなく来ていただいて利用していただきたいという二面性を持ちまし

て、運営していく必要があろうかと考えています。そのための計画と考えています。よろしくをお願いします。

議長（木内委員）：

ありがとうございました。どうぞ、金山委員をお願いします。

金山委員：

すみません、ライトハウスライブラリーの金山です。計画、とても読書バリアフリーに基づいて障がい者サービスですとかそういったところをとても多く位置づけていただいて、とても計画としては素晴らしいなと風には思うのですが、実際に県立図書館がサピエに加盟してもう何年も経っても実用化できていない理由を聞くと、やはりそこに対しての業務がとても多岐に渡っていてそこへ向けての人材を割くことができなかつたりとか、要はそういうところでなかなか実現しなかったものが、果たしてこれで計画が組み込まれて出来るんだろうかというのが、正直とても不安を覚えるところがあるのです。そういった時に、例えば木内先生のおられる県立短大のところも、色々と図書館があったり、それから学生さんで保育科もあるし、子どもや障がい者と接するという方たちもいます。島根大学においてもそういう学部学科、図書館に関わるところって多分にあると思います。そういったところと協力することによって、県立図書館一つでは絶対なかなか理想通りなことは難しいかなと思いますので、まずはそういったところと情報交換が出来て、顔の見える関係を作っていただけで、色々と協力出来る体制というのを今後作っていただければ、もちろん障がい者サービスのところでは、色々と協力は前向きにしていきたいと思っています。ぜひこういう柱を立てたところに担当者というものを置いていただいて、その方を中心にチームを作っていくような形で、ぜひ推進していただけると、これが文字ばかりになってしまうのはとても残念なところだと思いますので、お願いしたいと思っています。

議長（木内委員）：

ありがとうございます。

事務局（資料情報課長）：

失礼します。なかなかお答えしづらい部分ではあります。実際計画を立てても、動くかどうか不安に思われているところが、私も実は不安なところがあるのです。実は本年度に入りましてから、当館の職員2名と、それから松江市立図書館さんと、ライトハウスライブラリーと、情報交換の機会を設けました。これは県立図書館の、さっき動いていないという風にお話をしていただきましたけれども、これをどうにかして動かすにはまずニーズをどのように捉えたらいいのだろう、ということがあって、今松江市立図書館が10月に新たに再オープンしたところですが、その再オープンにあたって、障がいを持っておられる方も読書にいろんなバリアがある方もどうぞ松江市立図書館をお使いください、というのを前面に出して、窓口カウンターで、普通の利用者ではない自分は読書に困っているという人は別個に登録してもらおう、というようなサービスを始められました。そこでニーズを捉えていけるだろうという事もありまして、県立図書館も続けて松江市立図書館と情報交換をしていきたい、と思っています。実はサピエであるとか、若干手間のかかるサービスでありまし

で、そこに我々がどのように十分整備をしても、ニーズがなければ無駄という言い方は変ですけれども大変ですので、少しずつ進めていきたいという風には思っているところです。まだ何もスタートしていないようではありますけれども、まったく動いていないわけではないことをお知らせしたいと思います。

議長（木内委員）：

よろしいでしょうか。

(1:02:30)

木村委員：

島根県高等学校図書館研究会の木村です。世の中が変わり、コロナが終わって、いろんなものが新しく生まれて、そういう流れの中に多分図書館の置かれた位置もあって、今までの図書館で絶対受け継がなければいけない、専門書であるとか、検索の便利さであるとか、手に取ってみて初めてありがたみのわかるような、そういうものは絶対繋いでいかないとはいけないという想い、私は特にそういうことは思っています。一方で、本当に斬新な発想でやっていかないと、本当にこれからの時代ついていけないな、もう図書館は特に行く必要がないよという子も育ててきておまして、そういう子をどうやって惹きつけるかということで、いつも頭にいいアイデアないかと思っています。

先日、中国5県の司書さんとか図書館関係者が集まって学校図書館研究大会というのをやまして、私はじっくりみることが役目上できなかつたのですが、本当にこれは図書館の研究発表会かと思うぐらい、本のある空間でいかに生徒を惹きつけるか、いろんな研究発表をしていまして、昔の図書館というと読書のスペースに蔵書がたくさんあって読むスペースがあって、これでだいたいオクケーだったのですが、今は蔵書はデジタル化されていって、本を使って作業するスペースがすごく広がっているという感じがありまして、新しい図書の楽しみ方をどんな風に出していくかというのが、非常に大きな課題だと思っています。ぜひそういうのをやっていただきたいなと県立図書館に思います。変わる部分と変わらない部分をしっかりとチャレンジしていただきたいと思っていますし、またそういう会があればいろいろ参加させていただきたいと思っています。漠然としますけど、そう思っています。以上です。

議長（木内委員）：

特に事務局からコメントは、よろしいですか？

事務局（図書館支援課長）：

素案の中でも説明したとおり、例えば子どもの読書にしても、来年度から子どもの意見を取り入れるみたいなこともあって、おっしゃるように、定番、基本的に守らないといけないことプラス新しいことにもいろいろ挑戦して、という部分もあろうかと思っておりますので、職員の方でもそういった情報などいろいろ、他での事例なんかも参考にさせてもらえたら取り組めることを取り組んでいきたいと思っています。

伊藤委員：

社会情勢の変化が大きくてそれへの対応、それから法律も変わっていくということでそういう事への対応等々、短い期間に対応すべきこと、考えていかなければいけないことが山積みなので、本当にそれをこの限られた人数でこなしていくという事は、非常に大変なことだという風に改めて感じています。新しい時代への対応をしていかなければいけないということで頑張りどころかな、というところも感じています。

二つほど質問なのですが、9ページの子ども読書のことで、お楽しみ子育て絵本というのは、前からある基本の図書ではなくて、最近各市町村に回っている新しい傾向の本が入った図書のことですか。

事務局（図書館支援課長）：

平成24年に入れた本は、しまね子育て絵本という名称でして、このお楽しみ子育て絵本というのは令和2年度に個人を対象にして貸し出すために入れた本です。それ以外のところで、その横の10ページに幼稚園保育所お楽しみ子育て絵本というのがあるのですが、これが資料の不足している幼稚園保育所に、絵本を補充するために設けた絵本です。

伊藤委員：

私は出雲市ですけど、この4箱の絵本を見せてもらいました。今までの基本の図書とはまた違って、新しい作家さんとか、自然を育てるガーデニングっぽいものとか、新しい傾向がちらちら見えたり、この本知らなかった、みたいな本がたくさんあって、園によって、幼稚園保育園によっては新しい本を紹介してほしい、と言われるところもありますので、そういうことに使えるかな、とは思いました。市の図書館としては、県立から預かったものなのであまり勝手にできない、みたいなところがあって、そこら辺が例えばボランティアが見せてもらっていいものなのか、そこが少し楽にというか、開かれていくといいかなという風に思いました。それと、幼稚園保育所お楽しみ子育て絵本のリストが、題名と作者名だったかな、ずっと頭が並んでいて、本の題名で探そうとしたときにいっぱい文字があって、ちょっと見にくい感じがしました。箱ごとのリストでもない感じでしたし、そこがどうなっているんだろうという気がしました。私たちが親子読書アドバイザーとして、保育園や幼稚園に行った時には、そういう本もありますよ、だいたい貸出できますよ、ということはPRしていたらなと思っています。

それからもう一つ、19ページですが、県内の関係機関との連携強化のところの②、島根県公共図書館協議会という協議会と、それから島根県図書館協会との連携協力となっていますが、この二つの団体について知りたいので説明していただけたらと思います。

事務局（図書館支援課長）：

最初の質問のお楽しみ子育て絵本のことなのですが、幼稚園保育所に貸し出しするために令和3年度にセットしたものは、実はおすすめしたい子どもの本の新しいところから抽出して、それを約100冊入れて、幼稚園保育所用として各市町村の図書館に貸し出しているものです。つまり、幼稚園保育所等から、平成24年度に整備したしまね子育て絵本、あれはあれでとてもいいものだけでもまた新しいところが欲しいという要望を得て、それで令和3年度になるべく新しいところの、おすすめでも新刊を載せている部分のところをピックアップしてセットにしたものがそのものになります。ですので、幼稚園保育所等へ

の貸し出しが目的でセットで組んでいるので、アドバイザーの方に使っていただくセットを設けているわけではないのですが、一応内容としては例のおすすめに載っている資料をもとにしていますので、恐らく各図書館ではそれらの資料は入れているのではないのかと思います。うちの図書館の方でももちろんありますので、また聞いていただければお出しできるかと思います。

それから公共図書館協議会と島根県図書館協会のことなのですが、6ページのところに島根県図書館協会についての説明を載せていまして、まず島根県図書館協会というのは、全圏域で図書館振興とか読書の普及を目的として平成25年9月に設立された組織になります。最初に言われた島根県公共図書館協議会というのは県内の公共図書館が基になって作っている協議会です。それらと、例えば島根県高等学校図書館研究会とか、島根県学校図書館協議会の島根大学、島根県大学高等専門学校図書館協議会、こういった団体が集まっているのが島根県図書館協会になります。なので名前が似ていますが、県内の公共図書館が集まっているものが公共図書館協議会で、その公共図書館協議会に所属している他の会と一緒にになっているものが、島根県図書館協会となっています。

伊藤委員：

わかりました。

議長（木内委員）：

よろしいでしょうか。

伊藤委員：

はい、ありがとうございます。

議長（木内委員）：

中林委員をお願いします。

中林委員：

13ページの各地区市町村図書館への支援というところで、色々支援していただいてありがとうございます。特に専門研修とかそういったことは、離島だと旅費予算というのを計上しないといけないというのがあって、1名ぐらいしか参加できない、あるいは少ない人数で仕事をまわしていくものですからどうしても1人しか参加できない、という現状があります。今度中四国大会なんかは、オンラインでも受講できるということで大変ありがたいと思っています。やはり遠隔地になると、今オンラインがコロナですごく進歩しまして、比較的良い環境で視聴できるようになっているということから、可能な限り研修をオンラインでも併用できるよう今後もお取り組みいただければ、遠隔地は大変助かる。しかも、時間中に複数で視聴することもできるということで、シフトにとらわれずに複数の職員で研修を受けることができるという事ですので、今もやっておられますがそちらの方もぜひお願いしたいというのが一点です。

もう一点ですが、電子書籍に関して、以前大野さんから状況をお伺いしたことがあります、

隠岐の島町図書館にご来所いただいたときに。まだ制度仕組みとしては成熟してない、全体の図書の1割程度しか電子書籍にはなっていないというような現状もありますが、今後5年間で意外と早いスピードで電子書籍に普及していくんじゃないかと。各家庭で雑誌なんか漫画なんか、全部スマホやタブレットで読んでいる状況ですから、非常に急速に進歩していくと思われませんが、今回計画の中に、20ページですね、「図書館向け電子書籍の出版状況など情報収集に努め、電子書籍の貸出・閲覧サービスを検討します」ということは、この5年間で、だいたい検討し、方向性を見出していかれるということだと思えるのです。ですから指標の方には、電子書籍というか今回当然挙げられない、まだ具体的に数値も未知の世界ということだと思いますが、この5年後くらいがどのような状況になっていると予想されているのか、そんな情報がもしあればお聞きできないかと、以上です。

事務局（図書館支援課長）：

研修の在り方については、おっしゃる通り、ものによっては実物を見るとかの作業みたいなワークショップみたいなことはあるかもしれませんが、今できる限り参加される方に参加しやすいような形を考えていこうと思っております。

事務局（資料情報課長）：

電子書籍についてです。もちろん検討を続けていまして、このコロナの時期に各都道府県、コロナ交付金というような補助金がありまして、都道府県立図書館の約半数がその補助金交付金などを使って電子書籍を入れたようです。その電子書籍の入れ方も量が500冊とか5000冊とか色々バラバラですけれども、いくつか聞いてみますと、この先補助金がなくなったあとどうされますかと聞きますと、先が、計画が見えないという所がほとんどでした。もし電子書籍を入れるとなると一般の図書の資料費を削って、その分電子書籍を入れることになると思われしますので、この先補助金などがあってそこに飛びつくのもありかなと思うのですが、電子書籍のこの先のどうなっていくかというのも見通したうえで計画していきたいというのはひとつ考えとしてあります。

中林委員：

それに付随して、例えば県立図書館に電子書籍が導入されたとして、県民であればどなたでも使えるということになりますね。そうすると市町村図書館というのは、電子書籍を入れなくても県があるからいいやという発想にはならないのかな、その辺がちょっとよくわからなくてですね。例えば、閲覧数に制限があると言われましたよね、例えばトータルで100回貸したらその著作権切れてもう1回契約しなさいといけないとか、そういう事もあったり、県民が一気に殺到するとなかなか読めないじゃないとか色々ありまして、もちろん県立図書館の動向を我々も拝見しながら町としてその辺についてどう進めていくかというところを見ていきたいと思っています。また情報がありましたら是非よろしくお願います。

議長（木内委員）：

ありがとうございました。

(1:19:38)

岩本委員：

失礼します、津和野町の岩本です。運営方針及び活動計画ですが、第2次の計画ですけれども、アンケートとられた中でその結果に基づいて、こういった整備計画や推進計画をまとめられたと思っています。市町村の図書館支援ということで、色々この中で考えていただいています、まずはありがとうございます。是非この取り組みを進めていただきたいと思っています。ただ、我々町とすると、自治体とすれば、やはり町は町の中で町民の皆さんにいかに本に触れていただくか、読書をしていただくか、ということで色々検討しているのですが、先程言いました色んな実状現状があって、高齢化が進むなかでなかなか図書館に足を運ぶことができない、という実態現状があります。そうしたなかで、今回公民館を核としてその辺の図書の実態を図っていきたいという風に考えていますが、今後そういった所の色んな自治体の取り組み事例等ございましたら、情報提供いただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

議長（木内委員）：

ありがとうございます。

賀戸委員：

ちょっと教えてください。バリアフリーの段で、島根県内に点字の本はだいたいどれくらい置かれているか、それから声の本、耳の不自由な方、その方への本なんかもそろえていらっしゃるのでしょうか。はっきりした数字はいいです、それは市町村の図書館にもあるのでしょうか、それともここでないと無いですか。点字の本とか、声の本とか。

事務局（図書館支援課長）：

所蔵している図書館はもちろんございます。公共図書館年報で調べていました。その資料持ちあわせてないのですが、バリアフリーサービスとしてうちの県立図書館もそうなんですけれども、各市町村でもそれぞれ色々な資料を揃えています、大活字、点字、LL、録音資料、布の資料、色んなものがあります。ただ具体的な冊数については把握してないのですが、録音資料というものについては、例えば DAISY、先程から出ているバリアフリーにでてくる DAISY と、単純に例えば落語とかそういった音で聞くようなものとはちょっと仕分けを違った風にカウントしています、うちの方では今回バリアフリーの資料としてはそれは入れてないのですが、所蔵としては持っています。そういった資料を持っている図書館も他にもあります。

賀戸委員：

そのPRを、一般市民の方に入るような方法で、流していただけると良いのではないかと思います。以上です。

事務局（図書館支援課長）：

ありがとうございます。また広報等について、やっていきたいと思っております。

議長（木内委員）：

はい、ありがとうございます。

一委員として意見させてください。今回の素案を読んで気付いた点があるので触れていきたいと思います。まず、素案の6ページのところの、カッコの2、学校図書館の項目ですが、なかなか人材確保に苦勞しているという自治体も多いということで書いてあるのですが、今うちの大学のほうでは、学部と短期大学を合わせまして約100名を超える学生が図書館司書それから学校図書館司書資格の勉強をしています。学校司書の資格は初めての卒業生は令和7年度に初めて出るという事で、だいたい人数的に言うと25名ぐらい出るかと予想していますので、こういった司書の配置に対して、いわゆる貢献ができるのではないかという風に考えています。ただ、今の就職状況というのは、新卒の学生はほとんど早めに企業等に内定をもらってしまう関係で、タイミングがずれたりするとなかなか採用を出しても応募しないことがあるので、ここは県だけでなく市町村に関連する所で、そのことをご留意いただいて、もし早めに情報がわかれば、どんどんいただければこちらのほうで求人票を配りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、いつも県立図書館の方には図書館司書インターンシップを受け入れてもらいまして、行政のほうでご協力いただきありがとうございます。私も養成という立場から話をしていきますと、やはり先ほどの学校司書だけでなく図書館司書の求人が少ないということで、実は高校生の段階からかなり読書とか図書館に対して関心を持ってうちの大学に入ってくる学生がいて、その数が100名を超える人数ということですので、潜在的にそういった人たちがいる、ということは、そういうニーズを持った学生なり若い人たちの要望にこたえられるようになるべく仕事を作ってあげることをしていかなければいけないのかなと思っていて、これは養成だけではなくて、採用していただく県や市町村自治体の方々の協力も必要かなと思うのですが、思っている以上にやる気を持っている学生がいるということは一つ述べておきたいと思いますが、参考意見になりますので、全体として聞いていただきたいと思っています。

あとは、県内市町村の振興とか、そういったかたちの研修等はやっていらっしゃると思うのですが、県外などの色々な事例を見てみますと、図書館を中心にした街づくりを実現して成功しているところもありますので、そういったことも含めて島根県内に対してもそういった良い事例、グッドプラクティス、そういったことを提供していくといいのではないかと、いう風に私は考えています。

あとは子どもへの読書支援というところでは、特別出てこないのですが、中学・高校生の子の読書というところで、これはおそらく中学・高校の学校図書館の役割でもあるのかと思うのですが、そういった所も意識していただければと思っているのが、参考意見です。

そういうことで、全体的に図書館情報の専門から言わせていただくと、少ない資源の中で専門的な仕事を担っていらっしゃる県立図書館の仕事に大変感謝をしていますし、なるべくなら本当に予算が増えてくれたらという風に思っているところです。

最後に聞きたいことがありまして、いわゆる県の行政の中における県立図書館の位置づけ、例えば県の行政の人たちが県立図書館に対してどれだけ関心を持っているのか、そういったお話があれば聞きたいと思っています。例えば県知事さんは県立図書館についてどう考えているのか、聞ける範囲でよろしいのでお聞かせ願ひします。

事務局（館長）：

ご意見といたしますか、いろいろありがとうございます。県の行政における県立図書館の位置付けといたしますか、どのように感じていただいているかというところで、知事からも、県立図書館はあくまでも県立図書館として市町村等の支援、そういったものに役立つ図書館であるべきであるということと、やはり専門的な書籍、郷土資料であったり、そういう専門書ですね、島根県に関わる資料、そういったものの収集、知の拠点といたしますか、そういったところを実現するべきというふうに、直接言われていることではないのですが、そのような意見、そういったところは聞いている、そのように指示を受けていると思っています。そういったなかでこの県立図書館、県庁がすぐ近いものでして、特にいわゆる本庁の職員については、今必要な資料等、あればこちらで探していただくとか、レファレンスとか調査とか、そういったところでも役立てていただいている、ある意味分庁舎に近いような位置づけですので、そのように特に本庁の県職員にとっては、一つの参考資料と言いますか、政策の参考に役立てていただくとか、他県の事例など研究していただくとか、そういった一つの手足という風に考えていただいていると思っています。

また、議会の方は県議会の関係、県議会議員さんがいらっしゃるわけで、そういったなかで県議会も図書室を持っていて、そちらで資料なり色々勉強されているわけですが、そういった県議会の図書室とも連携と言いますか、何かあればこちらに資料なり何なり探していただくとか、そういう関係をとってしまして、なかなか県の地方機関とか、そういったところでは難しいのですが、ある意味県職員の頭脳とまでは言いませんが、手足と言いますか、そういう働きを県立図書館として機能していると考えているところです。あまり実例を申し上げることができていないのですが、そのように考えています。

議長（木内委員）：

どうもありがとうございます。

事務局（図書館支援課長）：

さきほど館長が言ったとおり、県立図書館でも行政職員の方の調べものの調査の支援として、いわゆる団体ごとに貸し出しをするようなサービスを提供したりという対応もさせてもらっていますので、今後そういったことを含めて連携を図っていきたいと思っています。

議長（木内委員）：

どうもありがとうございます。私の方からは以上です。まだ時間がありますので委員の方からご意見あればお願いします。（01：31：32）

（01：31：46）

佐藤委員：

今の議長さんのお話の中から、単に興味本位なのですけれども、司書さんがいても企業に就職してしまうというのがあったのですが、私は司書業務もよく分かっていないので教えていただきたいのですが、例えば副業で司書を、今は企業で仕事はしているけれども、司書業務のようなことも少しやりたい、副業でやりたいという人がいた場合、それはお願いでき

る仕事なのか、やり方によって可能性があるのか、そもそもちゃんと雇用しないと無理なものなのか、ということをお教えいただければと思います。

事務局（館長）：

私としては手伝っていただけるものなら手伝っていただきたいというのがありますが、やはり行政機関として、そこは正式雇用の職員で十分な体制を組んで、司書の採用計画を組んで、司書を採用して配置しているところですので、副業というかたちで別途雇用するようなことはできない、というのが県立図書館の立場です。他県によってはボランティアのようなかたちで本に携わりたいという思いを持って携わっていただくような制度がある事例はあるのですが、今のところ県立図書館ではそういったところも考えていないところで、副業というかたちは難しいという状況です。

佐藤委員：

ありがとうございました。予算も限られているし、やらなければならないこともたくさんあって、生産性をどうしても上げないと回らないだろうな、と思うところからでした。なかなか難しい、不思議な質問ですみませんでした。

議長（木内委員）：

金山委員おねがいします

金山委員：

ホームページをよく私も見させていただいて、面白いからというよりは図書を探すとかがそういったところでもって、合わせて講座しているのかなとかそういうところをよく見るのですが、ここに何回か出てきている SNS っていうのは県立図書館さんがしてらっしゃるんでしょうかというところが教えていただきたい事と、それと職員さんなかなか忙しくて、ホームページなんかも出てくるのは本が主役でホームページなってるのですが、そこに大野さんの顔が出てきたり、こういう専門の職員がいるんだよとか、こういう事だったら聞けるよとか、行事をされた内容の報告だったりとか、人に関わるなにか記事とかそういうものがもっと「おもしろ真面目」っていうコンセプトはあれなんですけど、図書館というところでも堅い四角いイメージっていうのがあるので、そこをもうちょっとソフトなところへ含めるとか、そういう様なところでやっていくと、案外それこそ学生だったりとか、漫画主体の電子書籍がすごく多いのですが、やっぱりそういうところの紹介ですとか、時代に沿ったものを少しずつ取り入れていただくと、何となく柔らかくなっていくのかなみたいな。ですので、SNS をちょっと教えていただきたいなと思います。

事務局（資料情報課長）：

SNS ですが、X ですね。ツイッターを9月に開設をしました。今20くらい投稿をしているところなのですが、今ホームページにもバナーを作ったところですので、ぜひ島根県立図書館のホームページから X のバナーを開いていただいて、島根県立図書館の投稿をご覧いただきたいと思うのですが、内部の人間から見ても堅いなというのは感じるところでして、片一方で我々図書館人からすると、鎌倉市立図書館が学校行くのが苦しかったら図書

館おいでっていうのをツイッターで何年前か出された時大騒ぎになりまして、どういう大騒ぎかという図書館側が対応に苦しむような大騒ぎになったことがあります。なかなか公の機関として気持ちを表すようなツイートをすることが難しいなというのを、そこから怯えた感じではあるのですが、そういうのもありましてどうしても堅くならざるを得ないなというのは感じているところです。

この先いろんな図書館界の SNS の状況も見て参りますので、段々柔らかくなっていったらいいかなと思います。なかなか島根県立図書館がリードする様なことにはならないかなというふうには思っております。

中林委員：

単純にちょっと聞きたいことがあったのですけれど、9 ページの上の表です。来館貸出が令和 4 年度飛躍的に伸びていると思います。これは特別措置をおこなった成果という記載もあると思いますが、確かこれって1回に借りられる本を10冊ぐらい増量したみたいな事でしたかね、確か。そういうことでこんなに、しかもコロナ前より圧倒的に来館貸出が増えている。これすごいなと思ひまして、うちの街の図書館は昨年と比べて改善して伸びているのですが、まだコロナ前に全然及ばないのですよ。すごく良い影響を受けてまして、なんとかこれ伸ばしたいと思っているので、どういうふうにこんなに伸びたのか、例えば1回の貸出数を増やすだけでこんなに伸びるものなのか、情報がありましたらお聞かせいただきたいなと思ひまして。ちょっとお伺いしたいと思ひます。

事務局（資料情報課長）：

9 ページの一番上のところにあります表ですね、来館貸出が令和 3 年度 25 万冊、令和 4 年度が 33 万冊と急激に伸びております。我々の方では、これ2つ要因があると思ひておりまして、1つは令和 2 年度コロナの休館があります、令和 2 年の 4 月 5 月休館してありますけれども、令和 2 年の 5 月のときに個人貸出冊数の上限を 10 冊から 15 冊にあげて、貸出期間の上限を 15 日から 22 日にした。巣ごもり需要という風にその時には言っておりましたけれども、外に出て図書館の方に滞在してもらおうのではなくて、図書館の資料を持って帰ってもらって、家で巣ごもりで使ってもらおうということを考えて、令和 2 年 5 月から始めてありますけれども。令和 4 年度は実は松江市立図書館が休館してありまして、これがもう一つの要因という風に考えております。びっくりするほど増えておりますので、実際これだけ来館貸出が増えますと、職員の作業量は増大しますので、ちょうど今年度令和 5 年の 5 月に 2 類から 5 類感染症に変わるというタイミングで元に戻しました。令和 5 年度については 33 万冊がもう少し落ち着いて 25 から 30 の間に落ち着いてくれるとちょうどいいかなという風には思っているところです。

(1:41:47)

伊藤委員：

私もどんな風に言ってよいのか分からないですけれども、今子どもたちが情報を得るのに色々検索をしまして、映像と音声とで情報を得ることがとても多いのではないかなということを感じています。やっぱりでも、活字を読む、読み込む、根気強く読んでいくという力がなければ、たくさんの今まで受け継がれてきた資料が生かされていかないのではない

かということをしごく危惧しています。これは県立図書館の事ではなくて、子どもたちの学力を育てるという立場から教育委員会とかの関連になると思うのですけれども、そういう力をどこらへんからどうやって育てていくのだろうということが、これからの日本の文化を支えていけるのだろうかというようなところまで考えてしまうようなところがあります。

私、親子読書アドバイザーとして小さな子どもさんとか親さんとかにも関わって色々お話もしてるのですが、今授乳中にスマホを見ているお母さん達がおよそ20%いるということをおの間ブックスタートの交流会があったのでその時に聞きました。ずっと授乳中はスマホを見ずに赤ちゃんの様子を見てあげましょうという声がけを保健の方からずっと指導されてきているのですけれども、赤ちゃんもいい子してるしお母さんは手持ち無沙汰だしというところがあるのか分かりませんが、つついスマホを見てしまう子どもと目を合わせないという状況がだんだん当然のごとくなっている、そうやって育ってきた子どもたちが将来的にどうなるんだろう、子守りの代わりにスマホを渡されてお兄ちゃんたちとゲームしている、呼んでも振り向かないみたいなどころとかですね、人として子どもが育つのに本を仲立ちにして愛着形成とかしていく、人としての育ちのところがとても大事だと思うのですけれども、そこら辺の今の時代に立ってメディアがいけないとかうんぬんかんぬんという時代ではないからそうなのですが、やっぱり直に人の口から語られるお話を聞くとか、人の顔を見て話すとか、そういうところ辺が抜け落ちていかにように子どもたちには育ってもらいたいという思いがあります。この間も保育園の職員さんの研修があってそこでお話もさせてもらったのですが、やっぱり本も流行の作家さんのものを保育士さんたちは追われる傾向にあるのですけれども、そうじゃなくて子どもの気持ちに沿ったものを読んであげてくださいというお話はしましたけれども。そういうところが図書館がどうか、国や地域の文化を支えてきた一番元になるところを継続していく力を見落とさないように、そこに手が差し伸べられて穴が開かないようにということをお気を付けていかなきゃいけないなと私は思っております。以上です。

教育委員会（教育指導課）：

教育委員会教育指導課の澤田と申します。先程ご意見いただきました、子どもたちの活字を読む力を、学校教育の中でどのように育成していくかというご質問についてですが、新学習指導要領では、従来のような、どの教材を扱うかという教材ベースの考え方が見直され、子どもたちにどんな力を身に付けさせたいかという資質・能力ベースの考え方へと移行しております。とくに高等学校国語科においては、「読む力」、「書く力」、「話す・聞く力」という3つの領域の資質能力を確実に身に付けさせる授業を目指しています。すぐに成果として表れる訳ではないと思いますが、子どもたちに読む力を身につけさせるために、各学校現場では授業の工夫・改善に取り組んでいるところです。

事務局（図書館支援課長）：

県立図書館でも長年、親子読書をはじめ、未就学児の子ども含め読み聞かせの大切さですとか、親子のふれあいを通しての読書の喜びみたいなことを伝えてきています。この普及って終わりがなくて、常に新しい世代の親さんは誕生しますし、子どもも親も出てくるという中で、様々な事業と同じで私達だけ県立図書館だけでできるものではないです

令和5年度 第2回 島根県立図書館協議会
ので、市町村の図書館やその地域のボランティアの方含め、色々な方たちと協力して読書
普及に努めていきたいというふうに思っています。以上です。

議長（木内委員）：

私、教育関係に勤めているので補足説明します。入ってくる学生は本当に色々で、本を読むという習慣がついてない学生もいるのですけども、ただ大学というシステムは最終的には本を読まないで卒業できないシステムになっていますので、ちょっとトータルで見た時に大学としてどう成長していくのかっていうのもちょっと見ていかないといけないなと思ってますし、少なくとも一端だけでなにかをやっていくって訳でもないですので、そこは今おっしゃった通りで、関係機関が協力をしてその地域の若者を育てていくというそういう共通の目標をもって取り組んでいく事が大切なのではないかと思います。一委員としての意見です。

議長（木内委員）：

他にはよろしいでしょうか？素案に関してはよろしいでしょうか。
この用意された議題については以上ですけれども、他に事務局から連絡などありましたら
お願いします。

(01:50:42)

事務局（図書館支援課長）：

今後のスケジュールについてお伝えします。本日当初の予定通り2回目協議会で素案の
検討をしていただきました。ありがとうございます。本日委員の皆様からいただいたご意
見と、また今後12月にパブリックコメントを実施しますので、それらの意見を反映させて、
2月中旬から3月上旬くらいまでのところで3回目の図書館協議会を実施したいと思っ
ております。そこで最終案の決定を行い、完成となりましたら3月の教育委員会会議で計画
を報告するという予定になっております。以上です。

議長（木内委員）：

ありがとうございます。それでは全体を通してご意見ご質問等はないでしょうか？
それでは以上をもちまして議事を終了いたします。本日はご協力いただきましてどうもあ
りありがとうございます。では、進行を事務局に戻したいと思しますのでよろしく願います。
ます。

事務局（総務課長）：

長時間にわたり議論いただきありがとうございました。最後に館長がご挨拶いたします。

事務局（館長）：

長時間に渡りましてみなさまから様々なご意見を頂きました。ありがとうございます。ま
た木内先生に議長を務めていただきましてありがとうございます。先程スケジュールでも
説明いたしましたけども、今日頂きました意見と反映させた案を持ちまして、パブリックコ
メントにかけていきたいというふうに考えております。今日のところ皆様から様々な意見

令和5年度 第2回 島根県立図書館協議会
頂きました。また、計画への意見と申しますか、いかに実現していくのかという大変重い課題と申しますか、今後こういった体制でやっていくとかそういったところも含めて、計画というよりも図書館としても計画ができた暁にいかにより良い図書館をつくっていくかということが一番肝心なことだと思っています。それらも含めまして、来年度以降いかに県立図書館運営していくのか、関係機関の連携でありますとか、市町村図書館との関係様々な課題を計画ができたからといって解決するものではございませんけれども、一歩ずつ進めていけるようなそんな計画としていきたいというふうに考えております。今日は本当にありがとうございました。

事務局（総務課長）：

以上をもちまして令和5年度第2回島根県立図書館協議会を終了させていただきます。尚、先程も申し上げましたが次回の本会議の開催を2月下旬から3月を予定しております。よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。(1:54:00)